

大分県報

平成二十八年
第二八三四号
十一月二十五日

（金曜日）

目次

告示

瀬戸内海の環境の保全に関する大分県計画の廃止……………一
道路区域の変更……………一

○告示

大分県告示第六百一号

瀬戸内海の環境の保全に関する大分県計画を定める旨の告示（平成二十年大分県告示第四百三十一号）は、平成二十八年十一月十五日に廃止した。

平成二十八年十一月二十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第六百二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十八年十一月二十五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月二十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延 長	備考
宇佐市安心院町檜本字菜園二二三二番四から		前	メートル 二八・二	メートル 五四六・〇	上記A及びB
		A			

平成二十八年十一月二十五日

大分県報（告示）

一般国道五〇〇号

宇佐市安心院町檜本字二多田一〇〇六番四まで

宇佐市安心院町檜本字菜園二二三二番四から

宇佐市安心院町檜本字二多田一〇〇六番四まで

後

宇佐市安心院町檜本字菜園二二三二番五から
宇佐市安心院町檜本字二多田一〇〇六番二まで

B

四四・四
）一〇・四

五二二・二

A

二八・二
）六・七

五四六・〇

は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。